

民生文教委員会 所管事務調査報告書

令和6年4月26日

犬山市議会議長

柴 田 浩 行 様

民生文教委員長

久 世 高 裕

本委員会は、地方自治法第109条第2項及び犬山市議会会議規則第97条第1項の規定に基づき、下記の事項について調査したので、犬山市議会会議規則第102条の規定に基づき報告します。

記

1. 調査事項

教員の非違行為に対する対応について

2. 調査目的

教員による非違行為が発覚し、教育行政に対する信頼が大きく揺らいでいる。令和3年に「非違行為防止・対応マニュアル」が策定されたが、それにも関わらず令和5年に事案が発生してしまった。

市民の信頼を取り戻すためにも、委員会として再発防止策を提言する必要がある。

3. 調査方法

(1) 現状把握（執行部からの現状説明・報告及び質疑）

日 時 令和5年6月21日 午前10時08分から午前11時39分まで
(休憩中)

場 所 第2委員会室

出席委員 6名（全員）

出席者 教育部長、学校教育課長、学校教育課主幹

主な内容 ・教員による非違行為の発生を受け、所管事務調査事項として選定するに先立ち、教育委員会事務局からアンケート調査実施等の対応についての説明を受けた。

(2) 委員間討議（課題の抽出）

日 時 令和5年6月21日 午前11時39分から午前11時46分まで

場 所 第2委員会室

出席委員 6名（全員）

- 主な意見
- ・学校に任せすぎず、軽微な案件のうちに、事案が大きくなる前に、情報を教育委員会が早期収集し対処につなげる方策を検討すべき。
 - ・教育委員会がアンケート調査等の取組を進めており、その努力を見守ることが必要。
 - ・関係者との対話の中で問題点を見つけ解決策を模索していく。

(3) 対象者・関係機関等との意見交換

令和5年10月2日はじめ6回学校訪問を行い現状を視察、学校現場との意見交換を行った。

(4) 調査結果のまとめ

日 時 令和6年2月28日 午後1時22分から午後1時35分まで
場 所 第2委員会室
出席委員 6名（全員）

4. 調査結果

以下の3点について意見集約した。

- (1) 子どもや親が、気がねなく相談や通報ができる第三者機関の設置を検討されたい。
- (2) 昨年実施したアンケートやセルフチェックシートの内容を見直しつつ、定期的に実施すること。
- (3) 当委員会としては、市内小中学校への学校訪問を今後も継続し、その中で各学校の関係者と積極的に意見交換を行うことで情報収集を図り、再発防止に向けて取り組んでいく所存である。また、給食を囲みながらの情報・意見交換の場（過去においては実施されていたこともある。）も有効な手段と考える。